

年末調整をされる方へ

障害者控除対象者認定書を交付します

65歳以上の方で、身体や日常生活の状況などに障がいがあると認められる場合には、身体障害者手帳等の交付を受けていなくても障害者控除対象者認定書の交付を受けることで、所得税や市民税の障害者控除が受けられます。

対象となる方の目安

- ・身体障害者手帳または療育手帳をお持ちでない方
- ・介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方

申請される方の印鑑をご持参の上、市役所高齡福祉課（本庁舎1階）、各支所・行政サービスセンターの窓口で申請してください。

認定書の交付には1週間ほどかかります。お早めに申請してください。

介護認定時の資料に基づき判定するため、審査の結果、対象とならない場合があります。

すでに認定書の交付を受けている方で、その後の状態に変化がない場合は、認定書を継続して使用することができます。

※確定申告に「障害者控除対象者認定書」が必要な方は、平成31年1月以降に申請してください。

市民福祉部高齡福祉課

高齡福祉係 ☎ 63-3790

高齢者交通事故防止運動実施中

10月1日(月)～31日(水)

スローガン

『ひろげよう 長寿社会へ 無事故の輪』

運動の重点

- ・早めのライト点灯とこまめな切り替え
- ・道路横断時の安全確認と夜光反射材の積極的な活用
- ・高齢ドライバーの安全運転

農業、漁業、営業、不動産等の「収支内訳書」は、ご自分で作成を!

農業等の所得がある方は、申告の際に収支内訳書の提出が必要ですが、市や税務署で収支内訳書を代理で作成することはありません。また、減価却費を計算し、一覧表をお渡しすることもありません。

平成29年分の収支内訳書の控えやJAの申告支援システムなどを参考に、ご自分で収支内訳書を作成してください。減価却費計算が困難な方は、JA佐渡やJA羽茂で、減価却費計算サービス（有料）を行っていますので、各JAにお問い合わせください。

総務部税務課 市民税係 ☎ 63-5110

平成31年度沖縄「平和の礎」追加刻銘のお知らせ

沖縄戦で亡くなられた方のご遺族へ、沖縄県糸満市の平和記念公園内に、沖縄戦で亡くなられた方々の氏名を刻んだ記念碑「平和の礎」があります。次に該当する方で、まだ刻銘されていない方は、追加刻銘ができます。

昭和19年3月22日から昭和21年9月7日までの間、沖縄県区域および南西諸島周辺において、沖縄戦が原因で亡くなられた方が手続きなど詳しくは、お問い合わせください。

市民福祉部社会福祉課 援護係 ☎ 63-5113  
県福祉保健課援護恩給室 ☎ 025-280-5180

市・県民税について、お寄せいただいたご質問にお答えします

Q 離農して田を譲渡しました。申告する時にマイナンバーの確認をすると聞きました。通知カードだけ持参すれば、いいですか。

A 申告書を提出される際には、マイナンバーと身元が分かる書類により、本人確認を行っています。

通知カードの場合は、運転免許証や公的医療保険の被保険者証等も必要になります。

マイナンバーカードの場合は、カードだけで本人確認ができます。マイナンバーと本人確認が同時に必要な場面では、マイナンバーカード1枚で済みますので便利です。詳しくは、お問い合わせください。

総務部税務課 市民税係 ☎ 63-5110